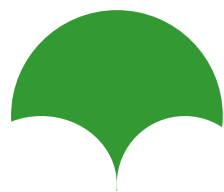
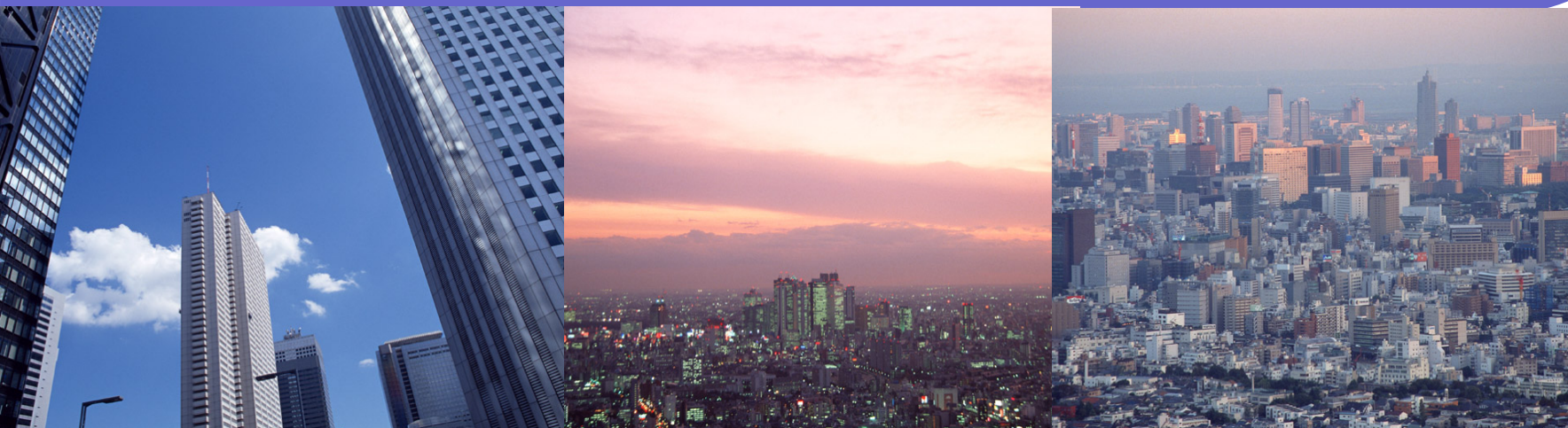


東京都の気候変動対策

～「大規模事業所への「温室効果ガス排出総量削減義務と
排出量取引制度」



東京都環境局都市地球環境部

計画調整課長 山本明

東京都の気候変動対策

1990 2000 2006 2009 2010 2020 2050

●2006.12 *全世界で、2050年までに半減以下の削減が必要*

「10年後の東京」策定

◆温暖化対策：温室効果ガス削減目標の設定
「2020年までに2000年比▲25%削減」

→2008年3月に「東京都環境基本計画」に位置づけ

●2007.6

「気候変動対策方針」策定

目標達成に向けた「主な対策」を公表

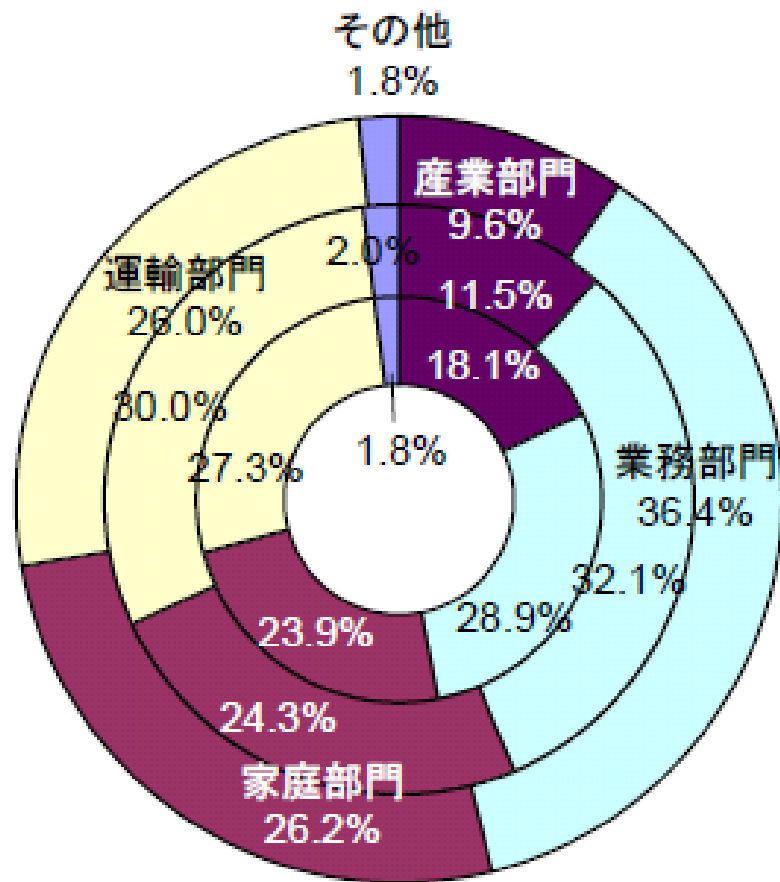
→2008年6月の条例改正以降、順次具体化



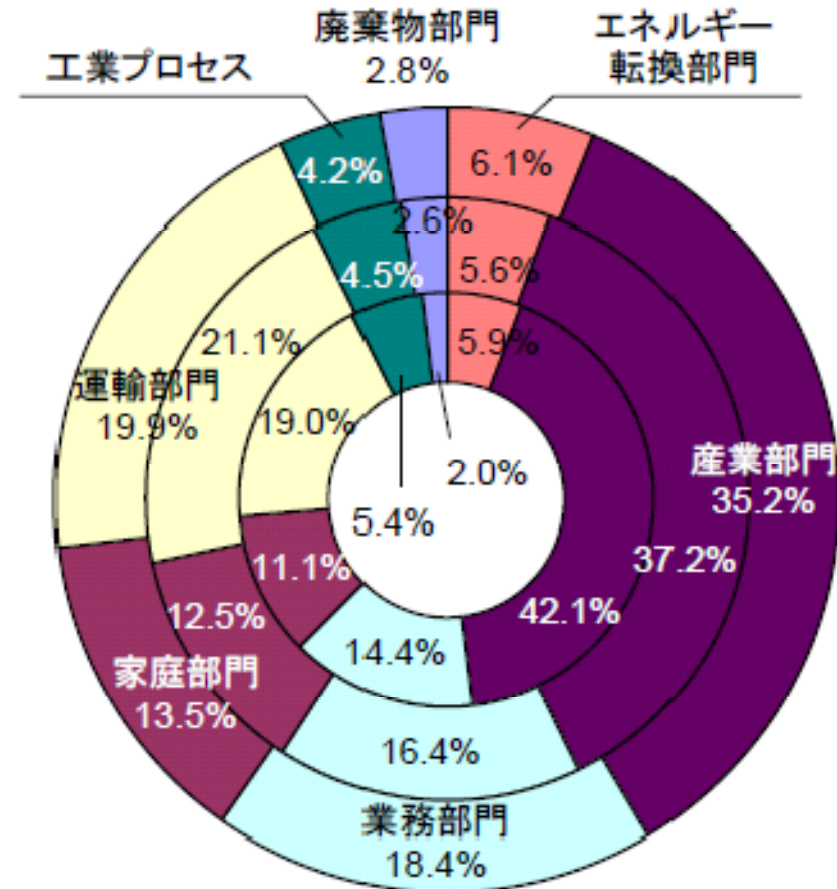
なぜ大都市の CO2削減が重要なのか

- 21世紀半ばまでには、
世界全体でCO2の半減が必要
- 特に先進国には、
80%程度の削減が求められる。
- エネルギー供給側、製品生産側
だけでなく、最終需要側の取組が
不可欠
- 巨大な最終需要者である大都市
の低炭素型への移行が必要

東京の温室効果ガスの排出状況



内円：1990年度（合計5,439万t-CO₂）
 中円：2000年度（合計5,886万t-CO₂）
 外円：2005年度（合計5,747万t-CO₂）



内円：1990年度（合計11.4億t-CO₂）
 中円：2000年度（合計12.6億t-CO₂）
 外円：2005年度（合計12.9億t-CO₂）

図 2-5 東京都における二酸化炭素排出量の構成比 図 2-7 全国における二酸化炭素排出量の構成比

大幅なCO2削減をめざす世界の大都市

C40に結集する大都市が次々に対策を強化

ロンドン	『2025年までに1990年比▲60%』 2007.2「ロンドン気候変動アクションプラン」
パリ	『2050年までに2004年比▲75%』 2007.10 「パリ市気候計画」
ニューヨーク	『2030年までに2005年比▲30%』 2007.4「グリーナー、グレーターニューヨーク」

トロント；2020年までに▲30%、ソウル：2020年までに▲25%など

大規模事業所への「温室効果ガス排出総量削減義務と排出量取引制度」(概要)

※本資料の下線部はパブリックコメントに関する内容を示しています。
なお、本資料には環境確保条例において定めた事項以外に、同施行規則、その他のガイドライン等において定める事項を含むため、今後、変更されることがありますので、ご注意ください。

東京都の大規模事業所対策

「地球温暖化対策計画書」制度（環境確保条例）

* 一定以上の温室効果ガスを排出する事業所に、
温室効果ガスの計画的な削減を求める

1990 2000

2010 2020

2050

●2000.12

「地球温暖化対策計画書制度」

※これまでの間、事業所の自主的取組を推進

自主的取組の
推進①
(2002-2004)

自主的取組の
推進②
(2005-2009)

総量削減の義務化
(2010～)

「総量削減義務」と「排出量取引」制度の導入へ ～なぜ、総量削減義務が必要なのか

1. 削減対策に積極的に取り組まない事業所が見逃される不公平をなくす
2. 省エネを現場スタッフの努力の問題から、
トップマネジメントの課題に
3. 義務化により、削減コストを明確な経営経費に
～省エネにコストを投入することが競争上の不利にならない経営環境づくり
4. CO2排出総量が減らなければ、
気候変動の危機は回避できない
～原単位削減対策だけでは不十分

1. 総量削減義務の対象事業所

- **対象となる事業所：**

前年度の燃料、熱、電気の使用量が、
原油換算で1500 kℓ以上の事業所

(現行「地球温暖化対策計画書制度」の対象相当)

- **「事業所」の範囲：** 基本的には、建物、施設単位

エネルギー管理の連動性がある(エネルギー供給事業者からの受電点やガス供給点が同一である)場合は、複数の建物等をまとめて一事業所とする*。

上記の規模の事業所について、所有者及び主たる使用者が同一の建物・施設が隣接又は道路、河川等を挟んで近接していた場合は、複数の建物等をまとめて一事業所とする。

※地域冷暖房施設とそれ以外の建物、施設は、受電点等が同一であっても、一事業所とはしない。

2. 総量削減義務の対象ガス

- **総量削減義務の対象ガス（特定温室効果ガス）：**

燃料、熱、電気の使用に伴い排出されるCO₂

（住居の用に供する部分で使用されたものを除く。）

☆ 熱、電気の排出係数は、供給事業者の別によらず一律で、
計画期間中固定※

※エネルギー需要側（対象事業所）のエネルギー使用量削減努力を評価するため

- **排出量報告の対象ガス：**

6ガス（CO₂、CH₄、N₂O、PFC、HFC、SF₆）すべて

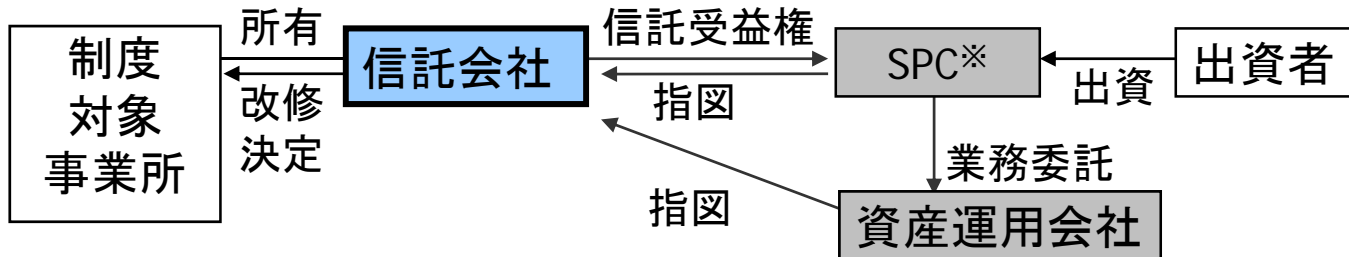
- **総量削減義務の対象とならないガスの削減量は、その事業所の削減義務には利用可能（取引は不可）**

3-1. 総量削減義務の対象者

- **対象となる事業所の所有者（原則）**
- **下記事業者が、都に届け出た場合には、所有者に代わって、又は所有者と共同で義務を負うことが可能**
 - 大規模設備改修を実施する権限を有している事業者
 - 事業所のほぼすべてを使用しているテナント事業者
 - その他の主要テナント事業者 ※所有者と共同の義務者となる場合に限る。
 - PFI事業における特別目的会社
 - 区分所有物件における管理組合法人
 - 信託物件における指図権者（特定目的会社、合同会社、投資法人など）
 - 信託物件について指図の権限の委託を受けた者
 - 投資法人、特定目的会社等の所有物件について管理処分業務等の委託を受けた者

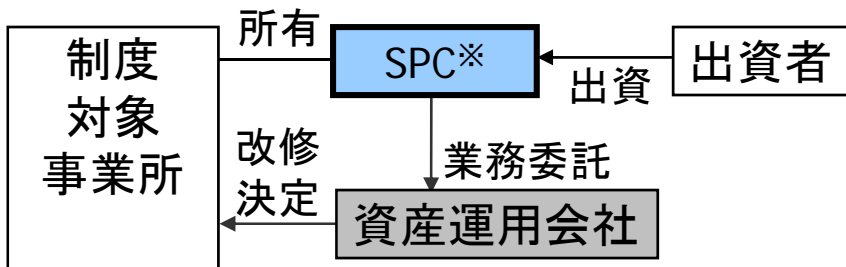
3-2. 総量削減義務の対象者 ～証券化物件の場合の例～

①信託を利用している場合の例



- 原則： 信託会社(所有者)
- 届出により義務を負うことができる者：
(1)指図権を持つSPC※、(2)その指図権の委託を受けた資産運用会社

②信託を利用していない場合の例



※「SPC」は、証券発行主体となる特定目的会社、合同会社、投資法人などを指す。

- 原則： SPC ※ (所有者)
- 届出により義務を負うことができる者：
管理処分業務等の委託を受けた資産運用会社

4. 削減計画期間

- **削減計画期間：5年間**

第一計画期間：2010～2014年度

第二計画期間：2015～2019年度

以後、5年度ごとの期間

- **毎年度、前年度の温室効果ガス排出量を都へ報告**

- **総量削減義務の履行期限**

計画期間終了後、1年間の整理期間の後、履行期限となる

(例)第1計画期間の履行期限は

履行期限
2016年3月末

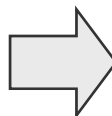


5. 総量削減義務の内容

基準排出量

×

削減義務率

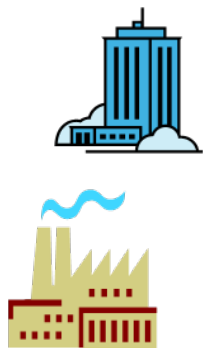


削減義務量

■ 第1計画期間の削減義務率が▲8%削減の事業所の場合（例）

●「基準排出量」: 10,000トン

●第1計画期間の削減義務率: ▲8%削減 の場合



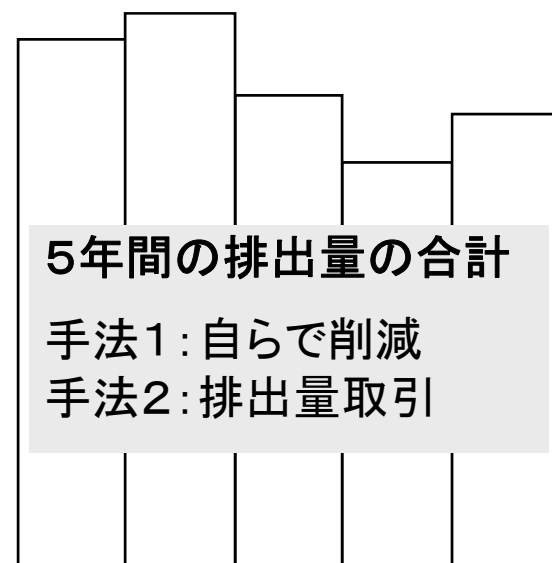
5年間で排出可能な
CO₂排出量の限度

46,000トン

(9,200トン(10,000トン×▲8%)
×5年間)

2010 '11 '12 '13 '14 年度
(削減計画期間: 5年間)

Ⅳ
削減義務履行



5年間の排出量の合計

手法1: 自らで削減

手法2: 排出量取引

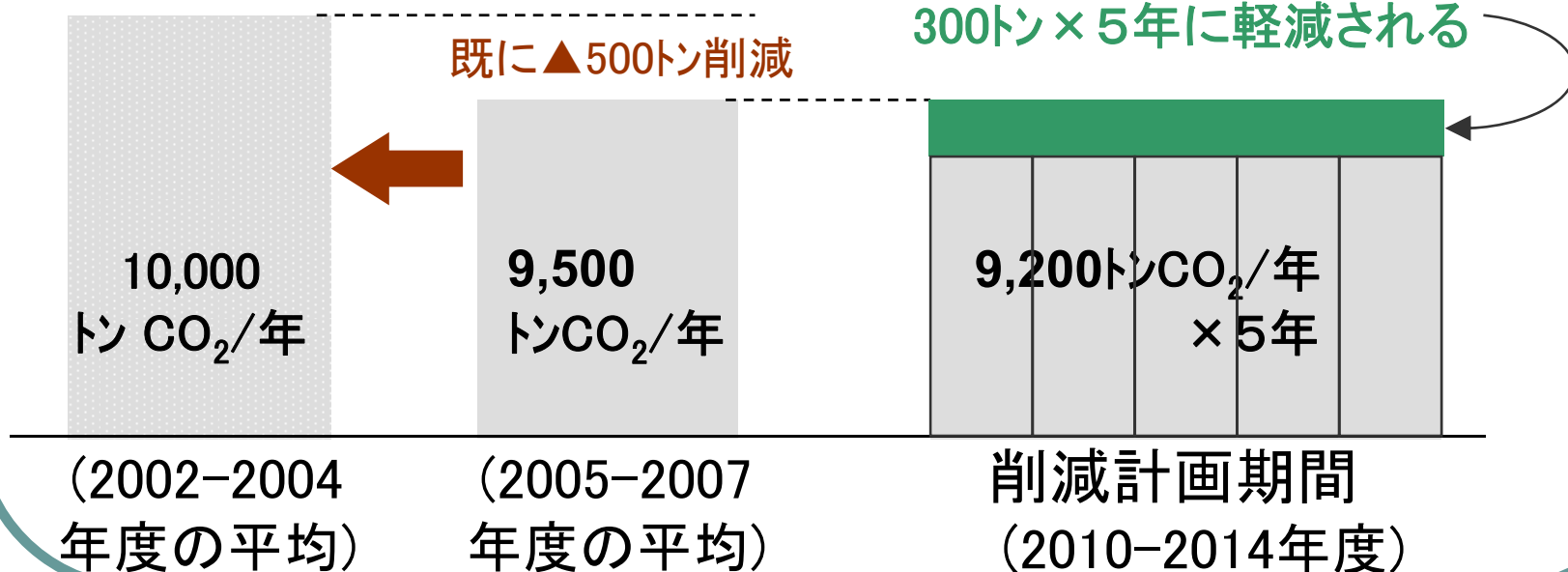
2010 '11 '12 '13 '14 年度

6-1. 基準排出量

- 2002年度から2007年度までの間のいずれか連続する3か年度
(どの3か年度とするかは、事業者が選択可能。ただし、その年度の排出量について、登録検証機関の検証が必要)

(例) 既に総量削減実績のある事業所は、より過去の年度での設定が可能

500トン削減の状況が維持されるとすると、追加的に必要な削減は
300トン×5年に軽減される



6-2. 基準排出量の変更

● 基準排出量を変更する場合

① 床面積の増減

② 用途変更

③ 設備の増減

変更部分における排出量想定値※ \geq 基準排出量の10%

※排出量想定値:

「床面積の増減」と「用途変更」については都の定める指標を用いた方法、
「設備の増減」については適切と認められる方法により算定

④ 地域冷暖房事業の供給先の延床面積合計の変更量

\geq 基準年度における供給先の延床面積合計の10%

● 基準排出量の変更方法

新基準排出量 = 現基準排出量 \pm 増減した部分における排出量※

※増減した部分における排出量: 次のいずれかの方法により、算定した量

① その事業所の過去の排出状況から算定される指標 (tCO₂/m²、tCO₂/生産能力など) に基づいて算定

② 都が定める一定の指標 (tCO₂/m²) に基づいて算定

③ 個別メーター等により実測 (増減部分の一部の実測値を用いて、増減部分全部を推計してもよい)

(③の方法は、運用対策が適切に実施されていると認められる場合に限る。)

7-1. 削減義務率設定の考え方①

～2020年度までの必要削減量～

■ 都温室効果ガス削減目標(25%削減)の達成

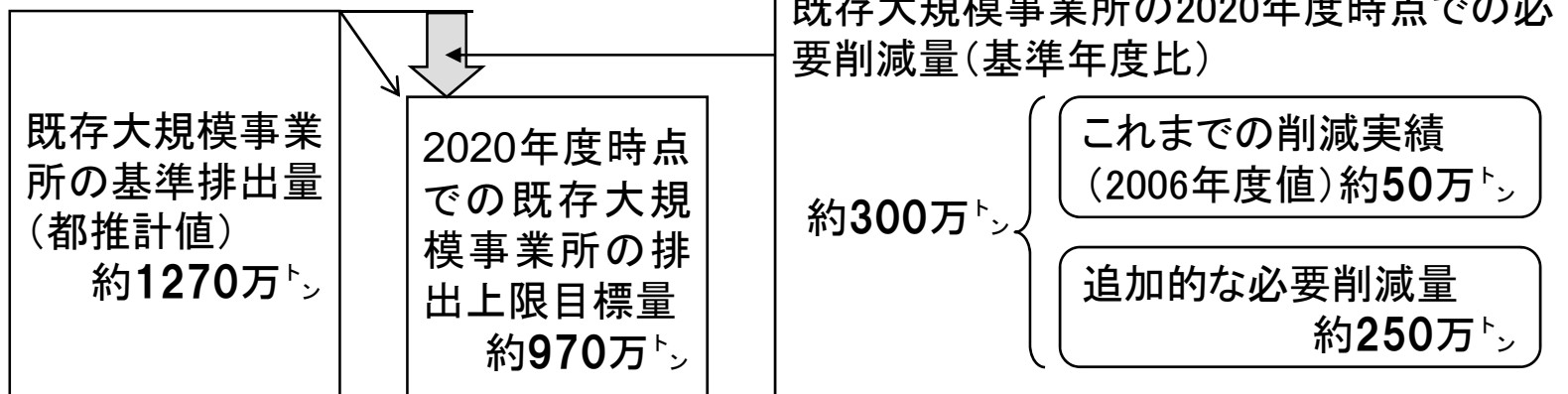
● 2020年度時点での大規模事業所の排出上限目標量※1:約1044万トﾝ

※1 今後制度の対象となる新規事業所(大規模新築建築物等)による排出量相当分を含む。

2020年度時点での業務・産業部門の排出上限目標量※2 約 2146万トﾝ	×	大規模事業所の排出割合(約4割のままと設定) 40%	+	エネルギー供給側の要因による排出量変動の影響等
---	---	----------------------------	---	-------------------------

※2 東京都環境基本計画策定時に設定(エネルギー起源CO₂)

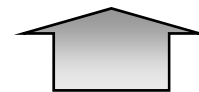
● 2020年度時点での既存大規模事業所の必要削減量:約300万トﾝ(基準年度比)



7-2. 削減義務率設定の考え方②

～追加的 necessary 削減量の実現可能性～

既存大規模事業所の、2020年度までに追加的 necessary 削減量: 約250万トン



■ 追加的 necessary 削減量の実現可能性の検討

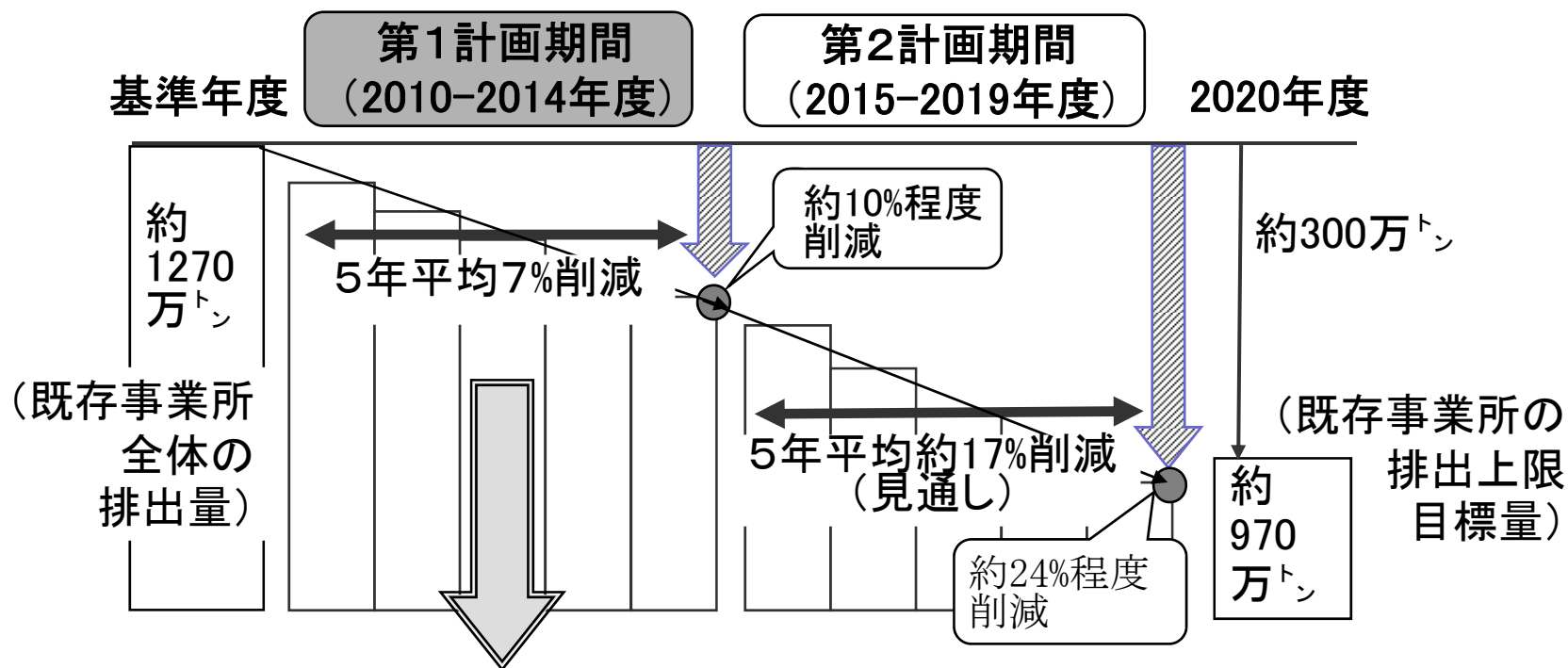
2020年までの今後の省エネ改修等の見込みを、現在利用可能な省エネ技術で試算

大規模事業所全体で、

- 事業所において等しく実施可能な、熱源、空調、照明設備等の高効率な設備等への更新対策で6割強の達成が可能
- 加えて、業務部門に該当する事業所における運用対策実施の削減効果を加えると約8割の達成が可能
- 加えて、産業部門に該当する工場等におけるユーティリティ設備及び生産設備の管理標準の見直し等による削減効果を加えると9割強の達成が可能

7-3. 削減義務率設定の考え方③

～第1計画期間の削減義務率～



- ◆ 第1計画期間(2010-2014年度)を「**大幅削減に向けた転換始動期**」と位置づけ
- ◆ 第1計画期間終了時での必要な削減量(事業所全体で約10%程度削減)が確保されるよう、第1計画期間の削減義務率を7%に設定
⇒ 全体として7%削減になるように、区分ごとの削減義務率を設定

7-4. 削減義務率（第1計画期間）

区 分		削減義務率
I-1	<u>業務部門に該当する事業所^{※1}と地域冷暖房施設</u> (「区分 I-2」に該当するものを除く。)	<u>8%</u>
I-2	<u>業務部門に該当する事業所^{※1}のうち、</u> <u>地域冷暖房を多く利用している^{※2}事業所</u>	<u>6%</u>
II	<u>産業部門に該当する工場等^{※3}</u>	<u>6%</u>

※1 オフィスビル、官公庁庁舎、商業施設、宿泊施設、教育施設、医療施設等

※2 事業所の全エネルギー使用量に占める地域冷暖房から供給されるエネルギーの割合が20%以上

※3 区分 I-1、区分 I-2以外の事業所(工場、上下水施設、廃棄物処理施設等)

優良特定地球温暖化対策事業所(トップレベル事業所)について

「地球温暖化の対策の推進の程度が特に優れた事業所」として、「知事が定める基準」に適合すると認められたときは、当該事業所に適用する削減義務率を半減(「知事が定める基準」は2009年度中に決定)

7-5. これまでの削減実績の分布状況

基準排出量(平成14(2002)年度～平成18(2006)年度の排出実績に基づく都推計値)に対する平成18(2006)年度の排出量の削減実績

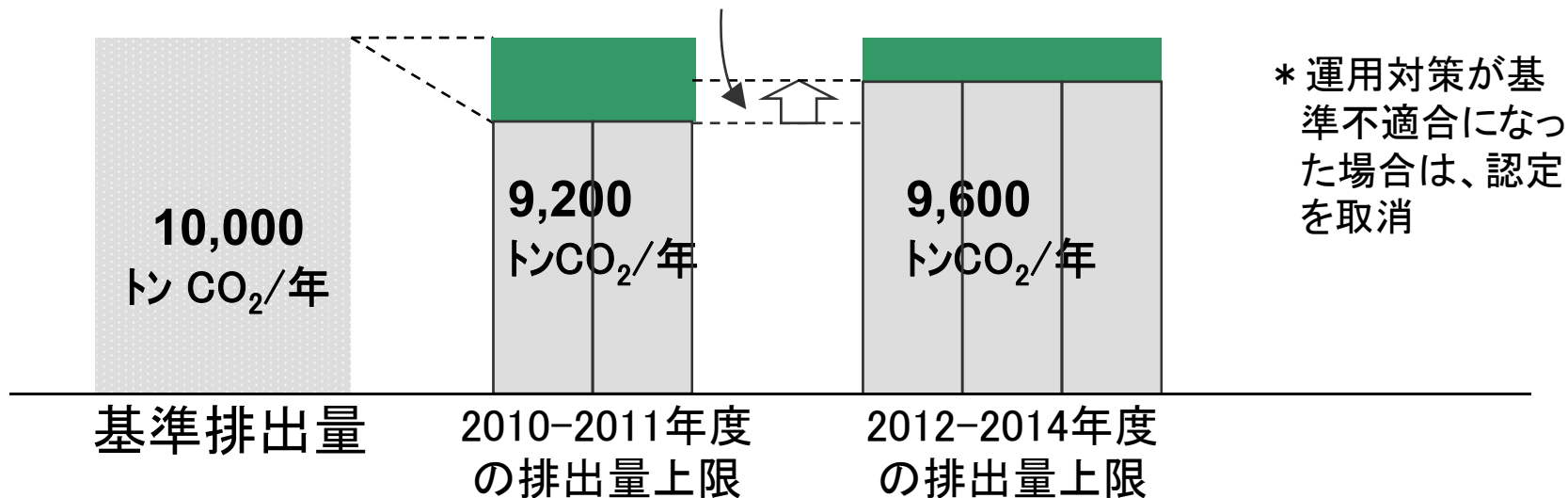
※表中の数値(%)は、事業所の数の割合

区分	事業所数	削減実績あり	削減率	
			2%以上削減	4%以上削減
区分Ⅰ-1	906	77.4%	60.4%	44.7%
区分Ⅰ-2	166	80.7%	61.4%	44.6%
区分Ⅱ	244	70.5%	55.3%	46.3%
合計	1316	76.5%	59.6%	45.0%

8. トップレベル事業所の削減義務

(例) 2012年度からトップレベル事業所と認定された場合

⇒ 2012年度以降の削減義務率が半減 (第1計画期間中有効*)



〔総量削減義務履行の状態〕

●「基準排出量」: 10,000トン、●通常の削減義務率: ▲8%削減 の場合

① 2010-2011年度 (2年間) : 18,400トン (9,200トン (10,000トン × ▲8%) × 2年間)

② 2012-2014年度 (3年間) : 28,800トン (9,600トン (10,000トン × ▲4%) × 3年間)

⇒ 5年間の排出量の合計を、47,200トン以下に

9. 総量削減義務の履行手段

1 自らで削減

高効率なエネルギー消費設備・機器への更新や運用対策の推進 など

2 排出量取引

- ①対象事業所が義務量を超えて削減した量
- ②都内中小規模事業所の省エネ対策による削減量
- ③都外の事業所の省エネ対策による削減量
- ④グリーンエネルギー証書等（証書化されていない再生可能エネルギー環境価値も含む。）

を取引で取得

☆①～④の量は、検証を経て、都に認定されることが必要（グリーンエネルギー証書については、既に認証手続きを経ているので、都の検証機関の検証は不要）

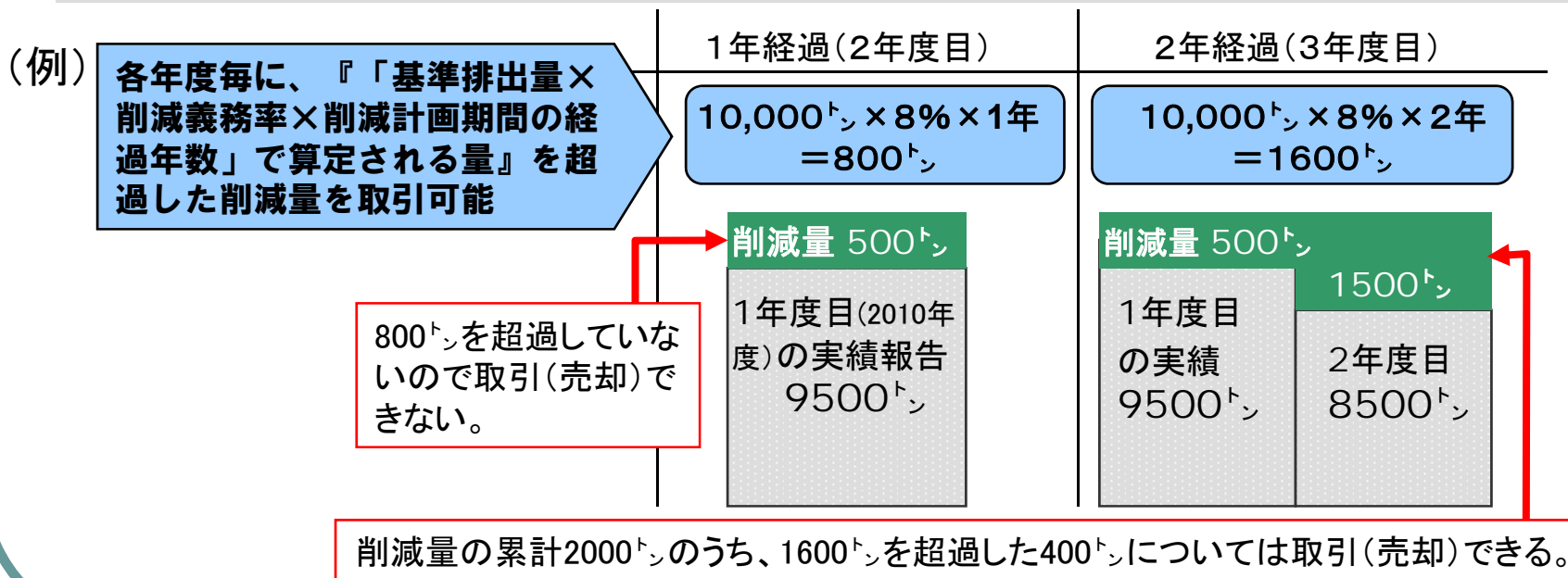
☆1、2①～④のすべてについて、第1計画期間中の削減量を、第2計画期間で利用することも可能

10-1. 排出量取引による削減義務の履行①

①対象事業所が義務量を超えて削減した量

(ア)削減義務量を、削減計画期間の各年度に按分し、その超過量については、計画期間2年度目からの移転も可能

削減計画期間の終了前でも、各年度、削減義務量の一定割合を超える削減実績をあげた事業者は、その削減実績の売却が可能な仕組みに



10-2. 排出量取引による削減義務の履行②

①対象事業所が義務量を超えて削減した量

売り手

買い手

取引

(1)基準排出量の1/2を超えない削減量まで

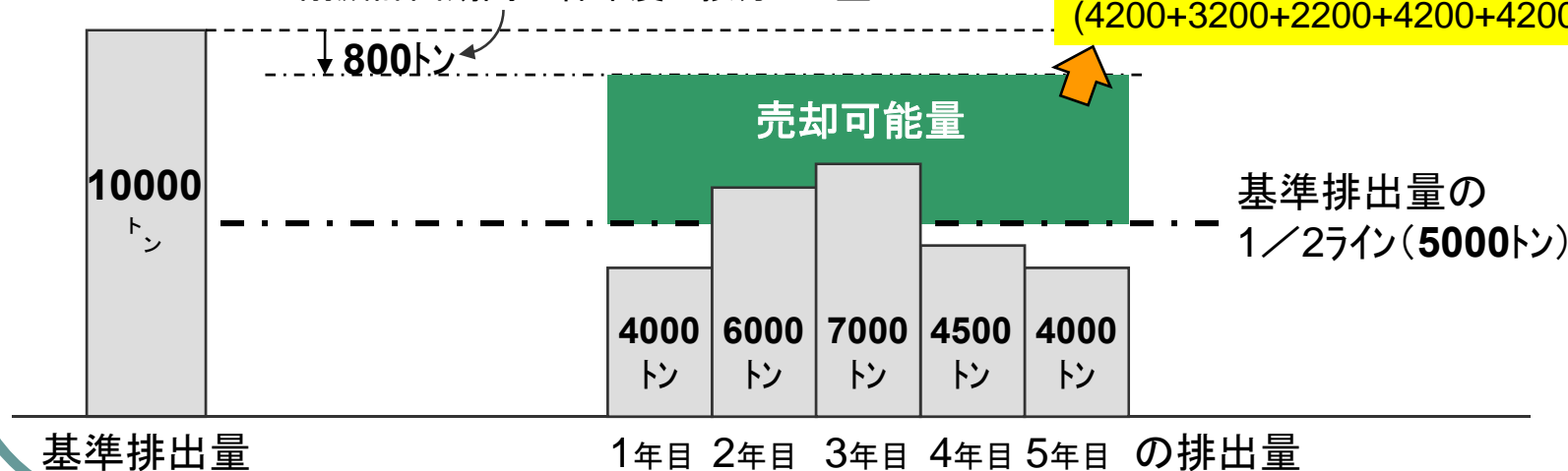
対策によらず排出量が大幅に減少した事業所が
過大な削減量売却益を得ない仕組みに

特に制限なく、必要な量を、削減義務に利用することができる。

(例)

①(ア)のルールによる、削減義務量を削減計画期間の各年度に按分した量

18000トンを売却可能
(4200+3200+2200+4200+4200)



10-3. 排出量取引による削減義務の履行③

② 都内中小規模事業所の省エネ対策による削減量

売り手

削減量について認定

取引

買い手

特に制限なく、必要な量を、削減義務に利用できる。

③ 都外の事業所の省エネ対策による削減量

売り手

削減量※について認定

取引

買い手

削減義務量の1/3までの割合で知事が別に定める量を上限として、削減義務に利用できる。

(1) 本制度の対象規模未満の事業所

(2) 対象規模以上の事業所のうち、規模、用途等について知事が別に定める要件を満たす事業所

※本制度の対象規模以上の規模の事業所については、本制度と同様の削減義務率がかかっているものとして、その削減義務量を超えた量を、削減量とする。

10-4. 排出量取引による削減義務の履行④

④グリーンエネルギー証書等（再生可能エネルギー環境価値）

売り手

(1)グリーンエネルギー証書
(平成20年度以降に発行されたもの)

(2)証書とは別に、都が認定

- ・太陽光（太陽熱を含む。）
- ・風力
- ・バイオマス
- ・水力

（知事が別に定める規模以下のものに限る。）

- ・地熱

による削減量について認定

取引

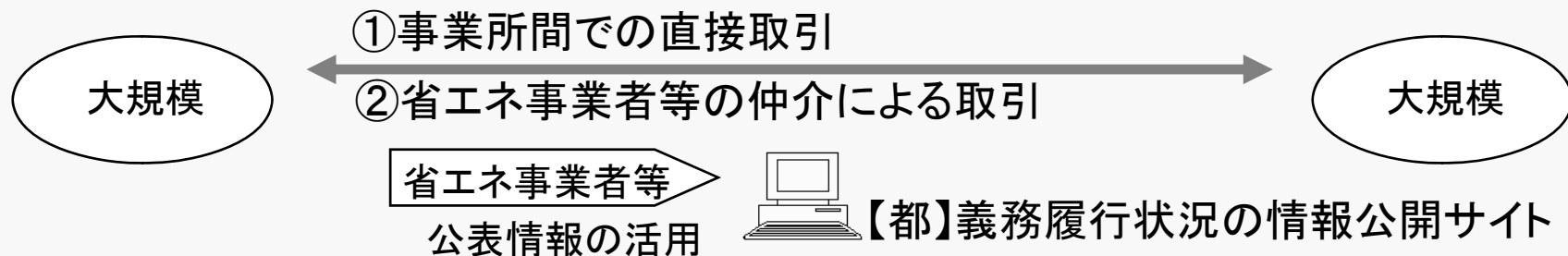
買い手

再生可能エネルギーの利用による削減量については、その他の場合における電気の使用量の削減よりも、1.5倍大きく換算

量の制限はなく、必要な量を、削減義務に利用することができる。

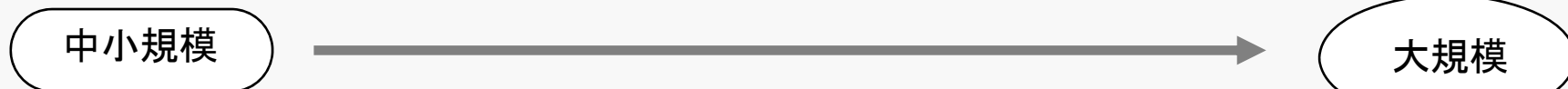
取引のイメージ

1. 大規模事業所 ※義務量を超えて削減した排出量のみ

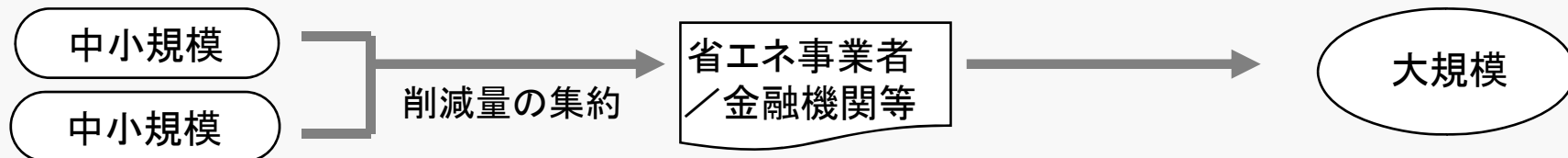


2. 中小規模事業所の「削減量」

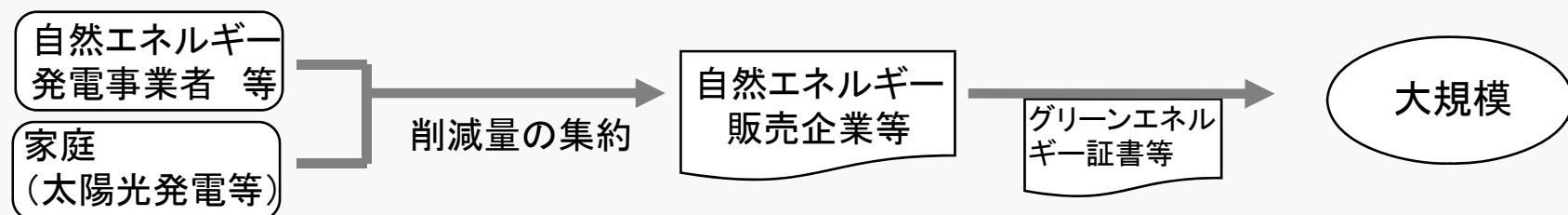
①同会社・グループ会社内での取引



②省エネ事業者等の仲介による取引



3. 再生可能エネルギーの利用(グリーンエネルギー証書の購入等)



11-1. テナントビルへの対応

● テナントビルへの対応

ビルオーナーを義務対象の基本としつつ、その上で、

- ① 全てのテナント事業者に、
オーナーの削減対策に協力する義務
- ② 延床面積5,000㎡以上を使用しているテナント事業者等※には、
テナント事業者独自の対策の計画書を作成・提出し、
その計画に基づき対策を推進する義務

※延床面積要件に該当する事業者の外、

● 延床面積にかかわらず、特に使用エネルギー量が大きいと知事が認める事業者

についても含む。

11-2. テナントビルへの対応(詳細)

ビルオーナー

- 総量削減義務
- ビルの省エネ推進体制の整備義務
- 地球温暖化対策計画書の提出・公表義務

一定規模以上のテナントから提出された計画書も併せて都に提出

「特定テナント等地球温暖化対策計画書」

協力体制

計画書の提出

計画書提出

テナント事業者

- ①排出量の把握、排出抑制の実施等の義務 <都内のすべての事業者>
- ②すべてのテナント事業者にオーナーの対策に協力する義務

一定規模以上のテナント
(特定テナント等事業者)

「特定テナント等地球温暖化対策計画書」

- ③省エネ対策等の計画書を提出し、対策を推進する義務

必要に応じ、計画書に基づいて

指導

必要に応じて指導

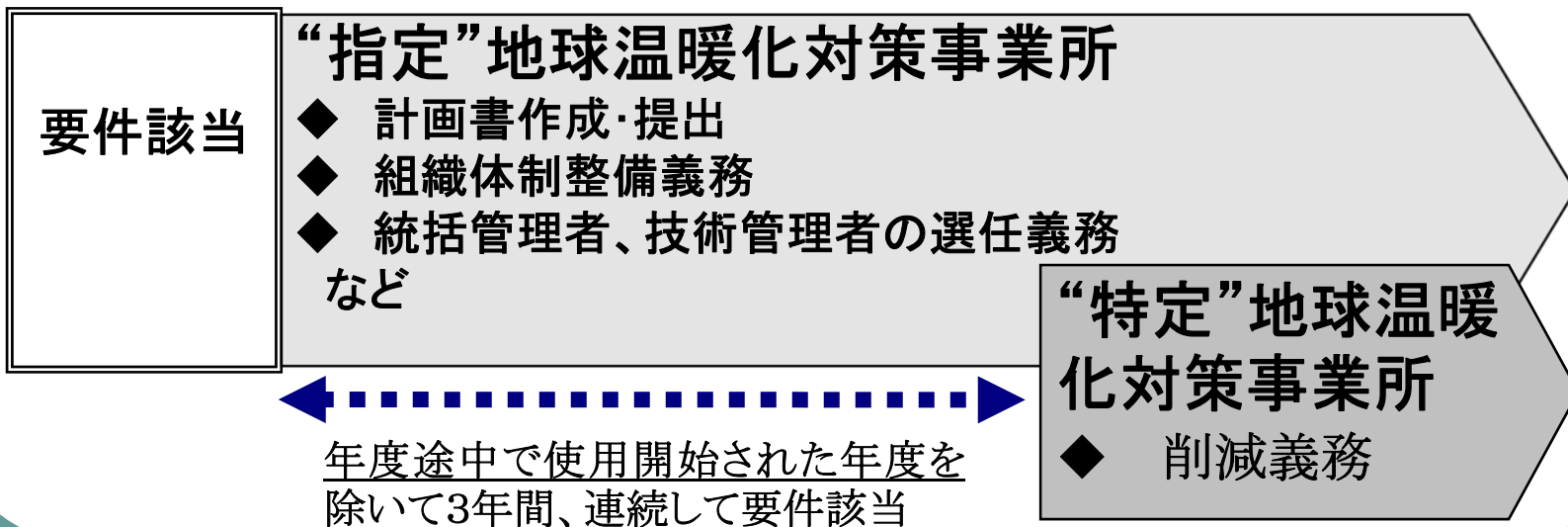
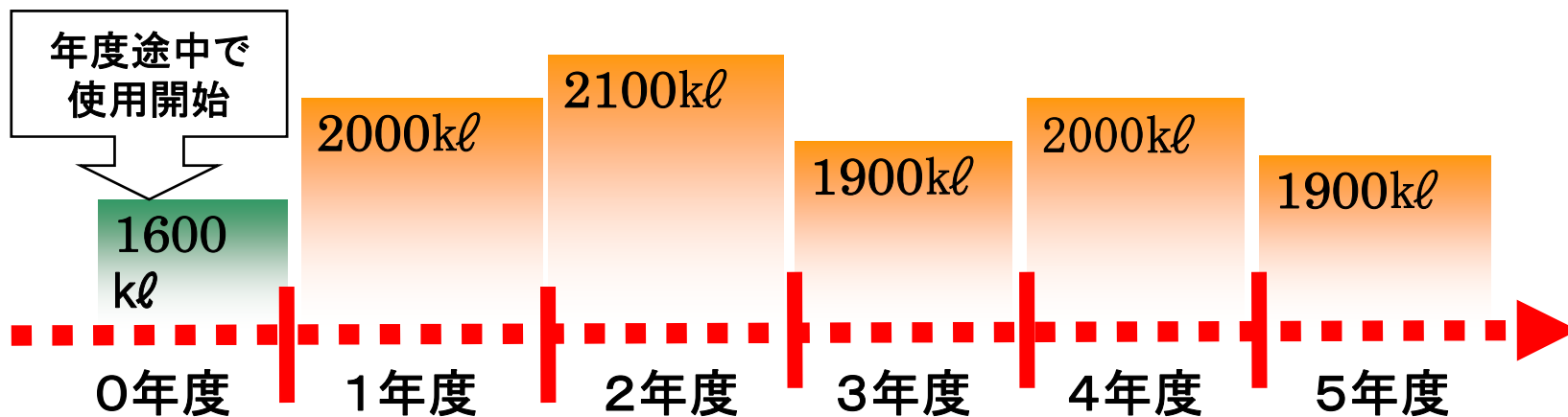
東京都

12-1. 新築ビルなど新規対象事業所

- 前年度のエネルギー使用量が原油換算1,500キロリットル以上
⇒ 指定地球温暖化対策事業所となり、計画書提出、排出量報告等の義務が開始
- 適切な運用対策等を行うよう、都は指導・助言
- 3年度(年度の途中に使用開始された事業所の場合、その年度を除いて3年度)連続して原油換算1,500キロリットル以上
⇒ 特定地球温暖化対策事業所となり、削減義務開始

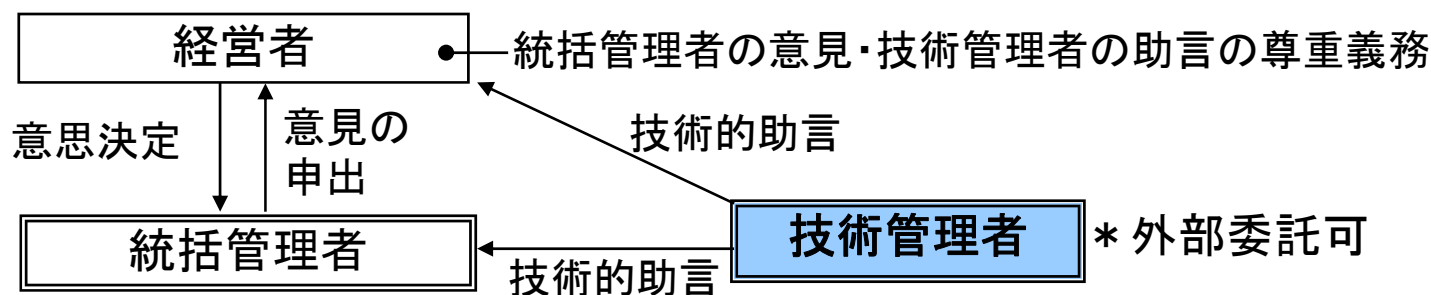
※このときの基準排出量は、削減義務開始の前年度までの3か年度の排出量の平均。ただし、運用対策が不十分である場合は、ベンチマーク(都が定める単位当たり標準排出量(tCO₂/m²等))により決定。

12-2. 新築ビルなど新規対象事業所(例)



13. 事業所の推進体制

- 指定地球温暖化対策事業所では、事業所ごとに、**統括管理者・技術管理者を選任しなければならない。**



● 技術管理者の要件

次に示す要件にすべて該当すること

- ① 右の枠内に示す資格のいずれかを有すること
- ② 省エネルギー診断を実施する能力を有すること
- ③ 都の定める講習会を修了すること

エネルギー管理士、一級建築士、一級建築
施工管理技士、一級電気工事施工管理技
士、一級管工事施工管理技士、建築設備
士、技術士(建設、電気電子、機械、衛生工
学、環境、総合技術監理(建設、電気電子、
機械、衛生工学、環境))

14-1. 検証①

● 検証を要するもの

本制度対象事業所：

基準排出量の申請(当初のみ)

排出量の報告(毎年度)

トップレベル事業所の認定申請(認定を希望する場合)

削減義務の対象とならないガスの削減量の認定(認定を希望する場合)

検証により、排出量・削減量の値の正確性を確認

その他の事業所：

排出量取引に利用する削減量や

再生可能エネルギー環境価値※の認定(認定を希望する場合)

※グリーンエネルギー証書化されたものについては、改めて都の検証は不要

● 検証機関の要件

- 都内の営業所ごとに1人以上の検証主任者を置くこと
- 検証業務の管理・精度確保に関する文書を作成すること
- 検証業務を行う部門と、検証業務の管理・精度確保を行う部門とを置き、それぞれに検証主任者を置くこと

14-2. 検証②

● 検証主任者の要件：下記要件＋都の講習会修了

① 基準排出量、毎年度の排出量の検証の場合

本制度における検証業務、省エネ診断業務、ISO14001審査業務、CDM有効化審査業務/検証業務、試行排出量取引/国内CDM/JVETS/JVER検証業務を、過去3年以内に合計10件(平成21年度登録時に限り5件)以上

② 削減義務の対象とならないガスの削減量の検証の場合

本制度における検証業務、ISO14001審査業務、CDM有効化審査業務/検証業務(エネルギー起源CO2以外のガスの削減プロジェクトに係るもの)を、過去3年以内に合計3件(平成21年度登録時に限り2件)以上

③ 再生可能エネルギーの環境価値の検証の場合

本制度における検証業務、グリーン電力認証業務、CDM有効化審査業務/検証業務、国内CDM/JVER検証業務(再生可能エネルギーの利用を含むプロジェクトに係るもの)を、過去3年以内に合計10件(平成21年度登録時に限り5件)以上

④ トップレベル事業所認定の検証の場合

下の枠内に示す資格を有し、かつ、省エネルギー・CO2削減に関する診断、コンサルティング又はコミッシングの業務に1年以上従事

エネルギー管理士、設備設計一級建築士、建築設備士又は技術士(電気電子、機械、衛生工学、総合技術監理(電気電子、機械、衛生工学))

14-3. 検証③

- **検証機関は、次の事業所については、「利害関係が著しい事業所」として検証を行ってはならない。**

① 検証機関自身が所有する事業所又はテナントとして入居する事業所

② 次のいずれかに該当する組織が所有する事業所又はテナントとして入居する事業所

- ・ 検証機関の株主、出資者又は親会社
- ・ 検証機関(その代表者を含む。)が株主又は出資者である組織
- ・ 検証機関の役員の50%超を占め、又は検証機関の代表権を有する役員が、役員又は使用人として所属する組織
- ・ 検証機関が金銭消費貸借契約を締結している契約先
- ・ 検証機関が、無償又は通常取引価格より低い対価により事務所又は資金の提供を受けている相手先
- ・ 検証機関が、過去3年以内に下の枠内に示す業務を実施した相手先

- ・ エネルギーの販売
- ・ エネルギー利用に関するコンサルティング
- ・ 温室効果ガスの削減に関するコンサルティング
- ・ 温室効果ガスの削減に関する設備の設置・改修に係る設計・工事、資金の提供、資金提供に関する助言

15. 実効性の確保

削減計画期間 5年間

整理期間

計画期間終了後
1年間

【対象事業所】

- ・義務履行状況の確認
- ・(削減計画期間終了までに削減義務が達成できていない場合)
取引による削減量の取得

義務履行期限

削減義務
未達成の場合

措置命令 (義務不足量 × 最大1.3倍の削減)

命令履行期限

命令違反の場合

罰金 (上限50万円)

違反事実の公表

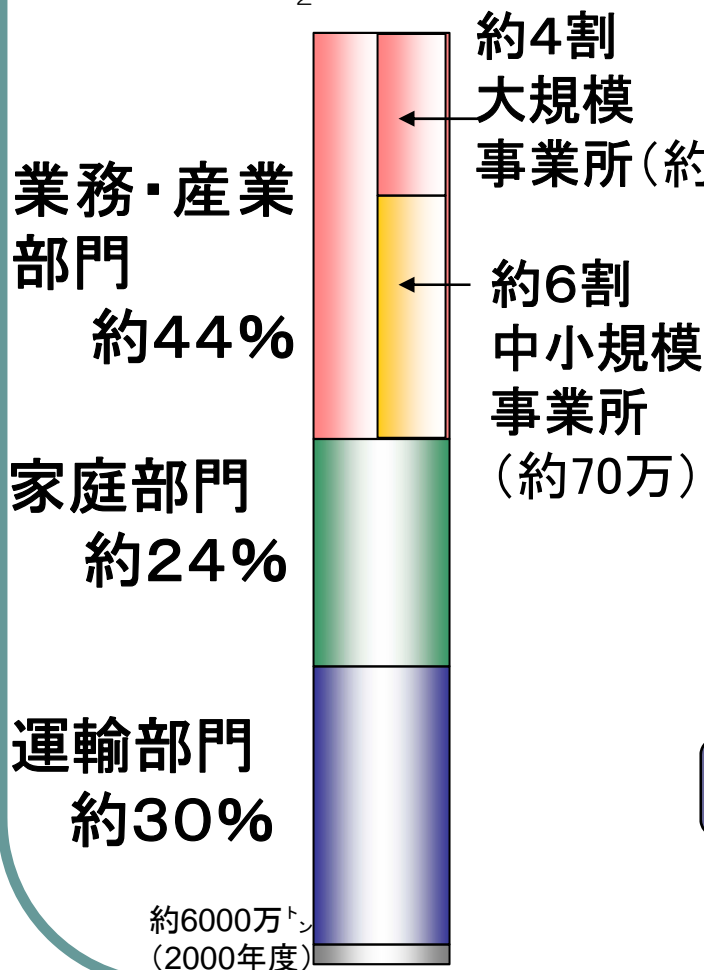
知事が命令不足量を調達しその費用を請求

16. 条例施行までのスケジュール(概要)

- 平成20(2008)年度末(予定) 規則制定
- 平成21(2009)年度 5～7月(予定)
 - ◆規則、ガイドライン等の制定内容を交えた制度説明会
- 平成21(2009)年度 夏～ 平成22(2010)年度前半
 - (対象事業所)基準排出量等の算定・検証
 - *「総量削減義務」の対象となる事業所として都が指定通知
(削減義務率と削減義務量の確定)
- 平成22(2010)年4月 削減義務の開始

17.東京全体で取り組む温暖化対策

都CO₂排出量（部門別）



大規模事業所への「総量削減義務」の導入

中小規模事業所の省エネを支援

- 地球温暖化対策報告書制度の導入
- 環境減税の導入
- 省エネ研修会・出張相談

家庭の節電・省エネを進める

- 100万kWソーラー(太陽光・太陽熱)の普及
- 省エネアドバイザー活動の推進
- 環境教育の推進

自動車交通の燃費を向上

- 電気自動車、プラグインハイブリッドなどの普及
- エコドライブ・共同配送の推進など

確実に「2020年2000年比▲25%削減」へ

(参考) 中小規模事業所への主な支援策等

■ 省エネ相談窓口の設置・情報提供等

- 温暖化対策の優秀事例、国、都の各種支援措置等を紹介するなど、温暖化対策等について情報提供等

■ 省エネ技術研修会等の開催

- 区市町村と連携して、省エネ対策の進め方などを示した省エネ技術研修会の開催や、省エネ出張相談等

■ 業種別省エネルギー対策の推進

- 業界団体と連携して、共通で使用できる省エネ対策や好事例などをまとめたテキストブックを作成。業種別の主要な省エネルギー対策を明らかにして、業界団体と連携して普及

■ 省エネ支援事業

- 中小企業等を対象に、それぞれの事務所や工場等に専門員が直接訪問し、省エネ診断や運用改善技術支援を実施

■ 環境減税の実施

■ 省エネ診断や一定の環境対策の実施前提とした融資事業等

- 金融機関と連携した環境金融プロジェクト、東京都中小企業制度融資(チャレンジ)など

A pair of hands is shown holding a glowing blue globe of the Earth. The globe is the central focus, with a bright light source from the top left creating a lens flare effect. The hands are positioned on either side of the globe, with fingers gently gripping it. The background is a soft, light blue gradient.

首都東京の企業と行政の先駆的な
取り組みを全国へ
更に世界の大都市へ

■ 東京都環境局HP <http://www.kankyo.metro.tokyo.jp/>